

商品概要説明書

営農ローン切替ローン(県農業信用基金協会保証)

(2024年4月1日現在)

商品名	営農ローン切替ローン(県農業信用基金協会保証)
ご利用いただける方	組合員で以下の条件をすべて満たす方。 ○営農ローンの契約者で、証書貸付形式による分割返済を希望する方、または、営農ローン契約者の関係者で、新たに営農ローンの債務者となり、証書貸付形式による分割返済を希望する方。 ○最終償還年齢が満80歳未満となる方。 ○前年度税込年収が150万円以上の方。 ○被切替営農ローンを延滞していない方。 ○償還能力に懸念がないと認められる方。
資金の用途	○当該営農ローンの証書貸付切替資金とします。
借入金額	○被切替営農ローンの貸越残高(1万円未満の端数は切り捨て)とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
借入利率	○被切替営農ローンの保証料率差引後の固定金利とします。
返済方法	○元利均等返済とし、毎月返済、特定月増額返済の併用、年1回返済、年2回返済のいずれかを選択いただけます。
担保	○必要に応じ担保を設定します。
保証人	○当JAが指定する保証機関(山形県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年0.48%です。
手数料	○不要です。
情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または信用共済部(電話:0237-55-0910)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)

	<p style="text-align: center;">第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および原則として山形県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、契約額が 500 万円超の場合は 5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済の試算については、当 J A の融資窓口までお問合せください。

J Aみちのく村山